



宮崎県公報

令和6年12月12日(木曜日) 号外 第54号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

	頁
病院局企業管理規程	
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………	1
○病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………	2

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和6年12月12日

宮崎県病院局長 吉村久人

宮崎県病院局企業管理規程第7号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第7(第8条関係)			別表第7(第8条関係)		
職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤務する職員	その他の職員	職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤務する職員	その他の職員
	円	円		円	円
1年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	1年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
1年以上2年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	1年以上2年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
2年以上3年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	2年以上3年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
3年以上4年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	3年以上4年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
4年以上5年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	4年以上5年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
5年以上6年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	5年以上6年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
6年以上7年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	6年以上7年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
7年以上8年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	7年以上8年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
8年以上9年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	8年以上9年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
9年以上10年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	9年以上10年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
10年以上11年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	10年以上11年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
11年以上12年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	11年以上12年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
12年以上13年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	12年以上13年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
13年以上14年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	13年以上14年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
14年以上15年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	14年以上15年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
15年以上16年未満	<u>415,600</u>	<u>369,500</u>	15年以上16年未満	<u>416,600</u>	<u>370,400</u>
16年以上17年未満	<u>411,200</u>	<u>365,500</u>	16年以上17年未満	<u>412,200</u>	<u>366,400</u>
17年以上18年未満	<u>406,800</u>	<u>361,500</u>	17年以上18年未満	<u>407,800</u>	<u>362,400</u>
18年以上19年未満	<u>402,400</u>	<u>357,500</u>	18年以上19年未満	<u>403,400</u>	<u>358,400</u>
19年以上20年未満	<u>398,000</u>	<u>353,500</u>	19年以上20年未満	<u>399,000</u>	<u>354,400</u>
20年以上21年未満	<u>393,600</u>	<u>349,500</u>	20年以上21年未満	<u>394,600</u>	<u>350,400</u>
21年以上22年未満	<u>375,700</u>	<u>333,800</u>	21年以上22年未満	<u>378,600</u>	<u>336,400</u>
22年以上23年未満	<u>355,900</u>	<u>316,600</u>	22年以上23年未満	<u>360,100</u>	<u>320,400</u>
23年以上24年未満	<u>336,600</u>	<u>299,900</u>	23年以上24年未満	<u>341,100</u>	<u>303,900</u>

24年以上25年未満	317,200	283,000	24年以上25年未満	322,100	287,400
25年以上26年未満	297,700	266,100	25年以上26年未満	302,600	270,900
26年以上27年未満	275,000	245,300	26年以上27年未満	281,600	251,400
27年以上28年未満	252,800	224,900	27年以上28年未満	260,600	231,900
28年以上29年未満	230,400	204,500	28年以上29年未満	239,600	212,400
29年以上30年未満	207,600	183,700	29年以上30年未満	217,600	192,900
30年以上31年未満	182,800	161,800	30年以上31年未満	195,600	172,400
31年以上32年未満	157,900	139,900	31年以上32年未満	173,600	151,900
32年以上33年未満	133,300	118,200	32年以上33年未満	150,600	131,400
33年以上34年未満	97,500	88,200	33年以上34年未満	127,600	109,900
34年以上35年未満	62,200	58,400	34年以上35年未満	104,600	88,400

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和6年12月12日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第8号

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年宮崎県病院局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 会計年度任用職員行政職給料表（第3条関係）

号給・給料月額	号給	給料月額								
職務の級										
1級		円		円		円		円		円
	1	166,500	11	178,300	21	192,500	31	208,000	41	220,900
	2	167,700	12	179,500	22	194,200	32	209,500	42	221,800
	3	168,800	13	180,600	23	195,800	33	211,000	43	222,700
	4	169,900	14	181,800	24	197,400	34	212,400	44	223,600
	5	171,200	15	183,100	25	199,000	35	213,800	45	224,500
	6	172,400	16	184,400	26	200,500	36	215,200		
	7	173,600	17	185,700	27	202,000	37	216,600		
	8	174,800	18	187,400	28	203,500	38	217,700		
	9	175,800	19	189,100	29	205,000	39	218,800		
	10	177,000	20	190,800	30	206,500	40	219,900		

別表第4を次のように改める。

別表第4 会計年度任用職員医療職給料表（一）（第3条関係）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
13	327,800	455,800	
14	331,300	457,300	
15	334,700	458,800	
16	338,100	460,200	
17	341,500	464,700	533,600
18	344,600	466,200	535,500
19	347,700	467,700	537,400
20	350,800	469,100	539,300
21	354,000	473,900	546,200
22	357,100	475,400	547,900
23	360,200	476,900	549,700
24	363,200	478,300	551,500

25	366,200	483,400	558,600
26	368,500	484,800	560,400
27	370,800	486,200	562,200
28	373,000	487,600	563,800
29	374,900	493,100	571,200

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程別表第3及び別表第4の規定は、令和6年4月1日から適用する。

